

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 臨時委員及び専門委員の任命手続について

令和2年9月30日
原子力規制庁

原子炉安全専門審査会令（平成24年政令第231号。以下「炉安審令」という。）第2条及び核燃料安全専門審査会令（平成24年政令第232号。以下「燃安審令」という。）第2条の規定に基づき、下記のとおり、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員を任命することとし、それぞれ原子力規制委員会委員長による任命手続を進めることとする。

(1) 火山事象に係る臨時委員及び専門委員

炉安審令第2条第1項及び燃安審令第2条第1項の規定に基づき、別記1に掲げる者を別記3の事項を調査審議する臨時委員に、炉安審令第2条第2項及び燃安審令第2条第2項の規定に基づき、別記2に掲げる者を別記3の事項を調査する専門委員に任命することとする。

(2) 地震、津波等の事象に係る臨時委員及び専門委員

炉安審令第2条第1項及び燃安審令第2条第1項の規定に基づき、別記4に掲げる者を別記6の事項を調査審議する臨時委員に、炉安審令第2条第2項及び燃安審令第2条第2項の規定に基づき、別記5に掲げる者を別記6の事項を調査する専門委員に任命することとする。

**別記1：核燃料安全専門審査会 臨時委員 任命予定者
(原子炉安全専門審査会臨時委員として任命済み)**

おくの みつる
奥野 充

学校法人福岡大学理学部地球圏科学科 教授

たかはし ひろあき
高橋 浩晃

国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究
観測センター 教授

(敬称略、五十音順)

**別記2：核燃料安全専門審査会 専門委員 任命予定者
(原子炉安全専門審査会専門委員として任命済み)**

うえだ ひでき
上田 英樹

国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員
同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室
室長

たなか あきこ
田中 明子

国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ
研究グループ長

(敬称略、五十音順)

別記3：調査させる特別の事項または専門の事項

1. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
3. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

備考 2. は原子炉安全専門審査会の臨時委員及び専門委員、3. は核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員に対するものとする。

**別記4：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 臨時委員
任命予定者**

たかはし 高橋	ともゆき 智幸	学校法人関西大学 理事 同学社会安全学部 教授
たにおか 谷岡	ゆういちろう 勇市郎	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究 観測センター 教授
とおだ 遠田	しんじ 晋次	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授

(敬称略、五十音順)

**別記5：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会 専門委員
任命予定者**

あづま 吾妻	たかし 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員 (敬称略)
-----------	----------	---

別記6：調査させる特別の事項または専門の事項

○地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。